

# 令和6年第1回区議会定例会

## 議案説明資料 (追加提案分②)



(議案第 3 1 号)

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

特別区においては、国民健康保険事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営に資するため、保険料率等について共通基準を設定することとしているところであるが、東京都が令和 6 年度の「標準保険料率」を算定したことを受け、これを基準としつつ、共通基準が改定されたところである。

また、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を改定すること等とされた。

これらのこと等に伴い、保険料率等を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

### <改正の概要>

- 1 基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の7.17」から「100分の8.69」に、被保険者均等割を「4万5,000円」から「4万9,100円」に改めること等とする。(第14条の4)
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.42」から「100分の2.80」に、被保険者均等割を「1万5,100円」から「1万6,500円」に改めるとともに、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を「22万円」から「24万円」に改めること等とする。(第14条の12及び第14条の16)
- 3 介護納付金賦課額の保険料率について、被保険者均等割を「1万6,200円」から「1万6,500円」に改める。(第15条の4)
- 4 一定の所得以下の世帯に対し被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改めるとともに、減額の対象となる世帯の判定に係る所得の基準を引き上げること等とする。(第18条の2)
- 5 未就学児である被保険者に係る被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改める。(第18条の3)
- 6 出産被保険者に係る被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に

に伴い改めること等とする。（第18条の4）

- 7 国民健康保険法の一部が改正され、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されたことに伴い、必要な規定の整備を行う。（第13条の3から第14条まで、第14条の5から第14条の11まで、第14条の13から第14条の15まで、第15条及び第18条）

<実施の時期等>

- 1 令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

国保年金課 内線1271